

松江市教委による「はだしのゲン」の「閉架」措置に対する見解

松江市教育委員会が、市内小中学校の学校図書館にある漫画「はだしのゲン」を、子どもたちの自由な閲覧を制限し、貸し出しまで行わないことなどを旨とする「閉架」措置の要請を行っていた問題で、島根県教職員組合執行委員会としての見解を示したい。

「図書館の自由に関する宣言」を尊重し、「閉架」要請の撤回を

松江市教育委員会は、一部に過激な描写があることを理由に、自由な閲覧を制限するが、教師の指導のもと平和教材として使用することは構わないという姿勢をとっている。漫画「はだしのゲン」は言うまでもなく、故中沢啓治氏が、自らの実体験にもとづきながらも、主人公ゲンが原爆投下というつらい状況にも負けず、周囲の人たちを励まし、たくましく生き抜いていく人間ドラマを描いた作品である。最初は、少年漫画雑誌への連載で始まり、その後単行本化された。そして、平和教材としての評価が高まり、全国各地で図書館や学校図書館への配置がすすんでいった作品で、国内外で高い評価を得ている。この漫画「はだしのゲン」と出会い、全巻通して読む子どもや、気に入った巻を何度も繰り返し読む子どももいれば、逆になじめないという子どももいるだろう。それを、松江市教委は、「平和教材」という観点からしか、子どもたちが「はだしのゲン」にふれる機会を認めないと考えを示しているが、日本図書館協会が採択している「図書館の自由に関する宣言」からみても問題である。

「図書館の自由に関する宣言」の前文に「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする」と謳い、続く第3項で「図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民に供するものである」とし、さらに続く第4項で「わが国において、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する『思想善導』の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である」とまで述べている。

歴史的反省をふまえたこの宣言を尊重するならば、松江市教委は、今回の「閉架」措置をただちに改め、子どもたちが自由に手に取る自由を保障すべきである。

学校図書館を不当な圧力から守るため、学校現場を励ます働きかけを

松江市教委だけでなく、学校現場、校長宛にも抗議のメールが送られていると聞く。今、子どもたちは、夏季休業中であるが、これから2学期が始まっていく。子どもたちの周辺が喧騒に包まれ、落ち着いた学習環境が損なわれることを懸念する。松江市教委には、良識ある判断による早急な事態収拾と、このような「表現の自由」「知る権利」を侵害する措置を二度とくり返さないという根本的な反省を求めたい。

今回の「はだしのゲン」の件に限らず、学校図書館に供える図書は、上記「図書館の自由宣言」が謳うように、外圧によって左右されるのではなく、現場の良識を尊重し、その判断で運営されるものである。この原則が不当な圧力で歪められてはならないことを関係者全体で確認し、学校現場を励ます冷静な働きかけを呼びかけたい。

2013年8月20日 島根県教職員組合第18回執行委員会
執行委員長 舟木健治